

利用上の注意

- この集計表は、平成 14 年 6 月 1 日現在で実施した商業統計調査のデータを「立地環境の区分及び定義」により特性付けを行い、集計したものです。
- 立地環境の区分及び定義

特性 番号	区分	定 義
1 集積 細分	商業集積 地区	主に都市計画法第 8 条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、商店街を形成している地区をいう おおむね一つの商店街を一つの商業集積地区とする。 一つの商店街とは、小売店、飲食店及びサービス業が近接して 30 店舗以上あるものをいう。(小売店が極めて少ない場合は、2～5 に特性付けを行う)また、「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンターや多事業所ビル(駅ビル、寄合百貨店等)は、原則として一つの商業集積地区とする。
	1 駅周辺型 商業集積 地区	JR や私鉄などの駅周辺に立地する商業集積地区をいう ただし、原則として地下鉄や路面電車の駅周辺に立地する地域は除く。
	2 市街地型 商業集積 地区	都市の中心部(駅周辺を除く)にある繁華街やオフィス街に立地する商業集積地区をいう
	3 住宅地 背景型 商業集積 地区	住宅地又は住宅団地を後背地として、主にそれらに居住する人々が消費者である商業集積地区をいう
	4 ロードサイド型 商業集積 地区	国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿線を中心に立地している商業集積地区をいう(都市の中心部にあるものを除く)。
	5 その他の 商業集積 地区	上記 1～4 のいずれにも該当しない商業集積地区をいう
2	オフィス街 地区	主に都市計画法第 8 条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、上記「1 商業集積地区」の対象とならない地区をいう
3	住宅地区	主に都市計画法第 8 条に定める「用途地域」のうち、第一種 第二種低層住居専用地域、第一種 第二種中高層住居専用地域、第一種 第二種住居地域、準住居地域をいう
4	工業地区	主に都市計画法第 8 条に定める「用途地域」のうち、工業専用地域、準工業地域及び工業地域をいう
5	その他地区	都市計画法第 7 条に定める市街化調整区域及び上記「1 商業集積地区」～「4 工業地区」までの区分に特性付けされない地域をいう

- 本書中の「商店街」とは、商業集積地区を便宜上表現したものです。
- 商業集積地番号は、連続する番号を付与していない場合があります。
- 本書中の「大規模小売店舗」とは、一つの建物内の店舗面積の合計が 1000 m²以上の建物をいいます。
- 集計に用いた市区町村区域は、調査日(平成 14 年 6 月 1 日)現在によります。
- この報告書の数値は、国の公表に先立って、本県で集計したものであり、経済産業省から公

表される数値と若干相違する場合があります。

8 統計表中の X は、その数字に該当する事業所数が 1 又は 2 の場合、その秘密を保護するために、数字を秘匿したことを示します。なお、秘匿数字が推計できる場合には、事業所数が 3 以上でも X で秘匿しました。

9 記号の用法は、次のとおりとしました。

「 - 」実績数値のないもの 「 X 」数字を秘匿したもの

10 就業者数は、「個人事業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」からなる従業者数に「臨時雇用者」、「出向・派遣受入者」を加えたものです。

11 この報告書の内容についての問い合わせ先

広島県地域振興部管理総室経済統計室商業統計グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-2541 (ダイヤル)

082-228-2111 (内線 2541)

本書の内容については、広島県の統計ホームページ「広島の統計」にも掲載されています。

ホームページアドレス <http://db1.pref.hiroshima.jp/toukei/index.html>